7　「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第53条第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　法人税法第64条の７第５項の規定の適用がある場合　法人税の明細書(別表７(2)付表１)の「当初被配賦欠損金控除額㉑」の「計」の欄の金額

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　法人税の明細書（別表７(2)付表１）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金配賦額⑱」の欄の金額から「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、「非特定損金算入割合⑳」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額

［8　略］

9　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）(法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉛若しくは㊱の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の㉚又は㉟の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(14)付表）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉛若しくは㊱の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の㉚又は㉟の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(14)付表）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　略］

第六号様式別表一の二（提出用）(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第二三条・第十条の二関係)

［様式　略］

第六号様式別表一の二（入力用）(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第二三条・第十条の二関係)

［様式　略］

第６号様式別表１の２記載要領

1　この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［2～4　略］

第六号様式別表一の三（提出用）(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第二三条・第十条の二関係)

［様式　略］

第六号様式別表一の三（入力用）(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第二三条・第十条の二関係)

［様式　略］

7　「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第53条第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表７(2)付表１）の「被配賦欠損金控除額㉑」の「計」の欄の金額（法人税法第64条の７第５項の規定の適用がある場合には、この申告前の同欄の金額）を記載すること。

［新設］

［8　同左］

9　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）(法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(8)付表）の㉛若しくは㊱の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉚又は㉟の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(8)付表）の㉛若しくは㊱の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(9)付表）の㉚又は㉟の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　同左］

第六号様式別表一の二（提出用）(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第二三条・第十条の二関係)

［様式　同上］

第六号様式別表一の二（入力用）(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第二三条・第十条の二関係)

［様式　同上］

第６号様式別表１の２記載要領

1　この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［2～4　同左］

第六号様式別表一の三（提出用）(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第二三条・第十条の二関係)

［様式　同上］

第六号様式別表一の三（入力用）(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第二三条・第十条の二関係)

［様式　同上］